

長岡市における避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階の取扱い

(H25.10.7、H28.12.19)

1 無窓階とは

建築物の地上階のうち、消防法施行規則第5条の2で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

2 有効な開口部とは

(1) 位置の制限

ア 開口部の下端が屋内側の床面から1.2メートル以内にあること。

イ 開口部は道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路その他の空地に面していること。(11階以上を除く。)

ウ 開口部は容易に避難することができ、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することで進入できること。

エ 良好な状態に維持されていること。

(2) 大きさの制限

(1)のア、イ、ウ、エを満たし、10階以下と11階以上で次のように取扱う。

ア 10階以下の階

直径50センチ以上の円が内接することのできる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

この開口部に、直径1メートルの円が内接することのできる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチ以上×1.2メートル以上のものが2以上含まれていること。

イ 11階以上の階

直径50センチ以上の円が内接することのできる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

(3) 開口部の構造制限

次に掲げる開口部は、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できる開口部として取り扱うこととする。

ア はめ殺しの窓等

(ア) 普通板ガラス(旧JIS R 3201)、フロート板ガラス(JIS R 3202)、磨き板ガラス(JIS R 3202)、型板ガラス(JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)又は熱線反射ガラス(JIS R 3221)(ガラスの厚さが8ミリ以下のもの(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。))

(イ) 強化ガラス(JIS R 3206)又は耐熱板ガラス(ガラスの厚さが5ミリ以下のもの)

- (ウ) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもの
- (エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもの
- (オ) 前（ア）又は（イ）に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）
- (カ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (ク) 複層ガラス（JIS R 3209）で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前（ア）から（キ）までのいずれかにより構成されているもの
- (ケ) 前（ア）から（ク）まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

イ 屋内でロックされている窓等

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが8ミリ以下のものただし、厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2 m^2 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。）
- (イ) 網入板ガラス（JIS R 3204）又は線入板ガラス（JIS R 3204）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが6.8ミリ以下のもの）
- (ウ) 前（イ）以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが10ミリ以下のもの）
- (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが5ミリ以下のもの）
- (オ) 合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス6.0ミリ以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミ

リ以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA中間膜（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。）0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下)

- (カ) 前(オ)以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス5.0ミリ以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下、網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下、フロート板ガラス3.0ミリ以下+PVB60mil以下+型板ガラス4.0ミリ以下）
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ク) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ケ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (コ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (サ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (シ) 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(サ)（前(ウ)及び前(ウ)に前(キ)から(サ)に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

ウ 解錠用のガラス小窓付きの鉄扉等

消防隊が進入するために、開口部の一部に屋内の鍵等を解錠する目的で設けるガラス

小窓は一定の大きさ（15センチ×15センチ）以上のもので、手を差し入れて容易に解錠することができるもの

この場合のガラス小窓は、厚さ8ミリ以下の普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、厚さ10ミリ以下の網入り板ガラス、線入板ガラス、厚さ5ミリ以下の強化ガラス、耐熱板ガラスとする。

エ 軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

（ア）煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

例：軽量シャッター用の水圧開錠装置を備えているもの

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。

（ウ）共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基政令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

オ 防火設備（シャッター）の開口部

（ア）防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（イ）屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

（ウ）屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

カ 二重窓等

（ア）はめ殺しの窓等で、ア（ア）又はア（イ）に掲げるもの

（イ）屋内外から開放できるガラス入り窓等

（ウ）避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

ク 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

（ア）通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常

時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1 m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること。

(ウ) 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

ケ 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

コ 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障ない場合に限る。）

小規模倉庫等とは、長岡市火災予防条例施行規則別表第5（イ）欄の面積未満のものとする。

(4) ガラスの種類による取り扱い

ガラスの種類		開口部の条件		足場有り	足場なし		
					窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△	
		FIX	○	○	○	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ68ミリ以下	引き違い	△	△	△	△	
		FIX	×	×	×	×	
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×	
		FIX	×	×	×	×	
強化ガラス 面状強化ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△	
		FIX	○	○	○	×	

ガラスの種類		開口部の条件	足場 有り	足場なし		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
合わせガラス	フロート板ガラス60ミリ以下 +PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下 +フロート板ガラス60ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス68ミリ以下+P VB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚0.76mm) 以下+フ ロート板ガラス50ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス50ミリ以下 +PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下 +フロート板ガラス50ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス68ミリ以下+P VB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下+フ ロート板ガラス60ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス30ミリ以下 +PVB (ポリビニルブチラール) 60mil (膜厚1.52mm) 以下 +型板ガラス4.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス60ミリ以下 +EVA (エチレン酢酸ビニル 共重合体) 中間膜0.4mm以下 +PETフィルム0.13mm以下 +EVA中間膜0.4mm以下+ フロート板ガラス60ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×

ガラスの種類		開口部の条件	足場 有り	足場なし		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下 +EVA（エチレン酢酸ビニル 共重合体）中間膜0.8mm以下 +フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+E VA（エチレン酢酸ビニル共重 合体）中間膜0.4mm以下+P ETフィルム0.13mm以下+E VA中間膜0.4mm以下+フロ ート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+E VA（エチレン酢酸ビニル共重 合体）中間膜0.8mm以下+フ ロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したものを 含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限り。）により評価し、全体の半断を行う。					

〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格（JIS）において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 3 「引き違い」とは引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの

- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、ガラスの縁から12ミリずつ間隔を離したもので、次のものをいう。（ガラスの縁とは、ガラス自体の縁をいう。）
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラス用フィルムB」は、ガラスの縁から12ミリずつ間隔を離したもので、次のものをいう。（ガラスの縁とは、ガラス自体の縁をいう。）
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。
- 10 合わせガラスに用いるEVA（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

〔凡例〕

- ：省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。）を省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×：省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。